

介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市長 藤本 悦志

介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定により、地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定めるものとする。</p>

(基本方針)

第2条 (略)

2 地域包括支援センターは、安芸高田市高齢者福祉・介護保険運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会として設置されたものをいう。以下「運営協議会」という。)

\_\_\_\_\_の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとすること。

(1)及び(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 \_\_\_\_\_をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項各号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人

(基本方針)

第2条 (略)

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第1号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応じる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、原則として次のとおりとすること。

(1)及び(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項に規定する研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

<p>とする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>運営協議会</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによることができる。</p> <p>(1) おおむね1,000人未満 <u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから1人又は2人</p> <p>(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</p> <p>(3) おおむね2,000人以上3000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる者のいずれか1人</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例の廃止)</p> <p>2 安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例(<u>平成19年安芸高田市条例第31号</u>)は、廃止する。</p>	<p>2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによることができる。</p> <p>(1) おおむね1,000人未満 <u>前項第1号から第3号まで</u>に掲げる者のうちから1人又は2人</p> <p>(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>前項第1号から第3号まで</u>に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</p> <p>(3) おおむね2,000人以上3000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>前項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の<u>前項第2号又は第3号</u>に掲げる者のいずれか1人</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例の廃止)</p> <p>2 安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例(<u>平成19年安芸高田市条例第38号</u>)は、廃止する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

2 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 運営に関する基準</p> <p>第6条から第10条まで (略)</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第11条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため安芸高田市高齢者福祉・介護保険運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会として設置されたものをいう。)</p>	<p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 運営に関する基準</p> <p>第6条から第10条まで (略)</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第11条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため<u>地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。))若しくは第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。))の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福</u></p>

<p>_____の議を経なければなら ないこと。 (2)から(4)まで (略)</p>	<p>社に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長 が適当と認める者により構成されるものをいう。)の議を経なければな らないこと。 (2)から(4)まで (略)</p>
<p>第12条から第21条の2まで (略)</p>	<p>第12条から第21条の2まで (略)</p>
<p>第4章から第6章まで (略)</p>	<p>第4章から第6章まで (略)</p>